

新しい年を迎え、いかがお過ごしですか。
町と議会は新しい扉を開く決断ができずにいます。理想の家を建てるには、しっかりした土台が必要なのに、確かめもせず、雰囲気の家を建て始めているようで、これからは心配。試練のときです。
景気が上向かないまま、国の借金が風船のように膨らみ、小さな自治体の運営は厳しくなるばかり。だからこそ、乗り切るための知恵を出さなくちゃ。町も議会も町民も職員も、本来求められている役割と使命を再確認・再構築していきましょう。



〒061-0512
北海道樺戸郡月形町市南1
■Tel・Fax 0126-53-2611
■携帯 090-7646-3837
■テレビ電話 76-1019
■eメール
yumiko3@mac.com
■ホームページ
http://www.yumiko3.net/

発行：月形町議会議員
宮下裕美子

あなたは、この事実を どう判断する？

昨年10月発行の「ゆみこの議員活動報告書12」で取り上げた、月形町のごみ処理関連業務（一般廃棄物処理及び衛生センター管理業務）における「一者特命随意契約」と「4tトラックの取扱い」について、議会（平成27年第4回定例会／12月9日～14日）で一般質問を行いました。

そこで**明らかになったのは、町のずさんな予算管理と執行実態**。そして、新たな事実が示されたにもかかわらず、**議会は、またしても調査をしないことを決定**（＝調査特別委員会設置を2度目も否決）しました。詳細を報告します。

～おさらい～

昨年9月の平成26年度決算特別委員会にて、月形町ごみ処理関連業務委託で2つの事実「**30年間におよぶ富士工業株式会社との一者特命随意契約**」と「**4tトラックの不自然な購入形態**」が明らかになりました。限られた時間の中で真相がつかめない中、議会は「議会による調査はしない」と決定（**調査特別委員会設置を否決**）しました。[ゆみこの議員活動報告書12参照]

議会が調査をしないからと言って、疑問や問題が解消されたわけではないので、私は個人的に調査を進めました。

まず**情報公開制度**を利用し、この委託事業に係る公文書一式（平成15年～26年）を集めました。約10年分の公開資料を見比べていくと、様々な発見と疑問が！

そこで事実を確認すべく、12月の定例会一般質問で取り上げました。（ノ）

◆◆◆ 情報公開制度 ◆◆◆

町が持っている情報（公文書等）を公開する制度であり、公平で民主的な町政の発展と住民自治に必要な不可欠な制度。公文書等の公開には、個人情報保護等の非公開情報が記録されている場合を除き、請求者に対して公開する義務がある。

情報公開請求は町民に限らず誰でもできる。簡単な書類に記入し担当部署に提出すると、受理の翌日から14日以内に公開決定等の通知があり、指定された日時にコピーを受け取るか閲覧ができる（有料）。

【一般質問で わかったこと】

① 曖昧な積算の予定価格、業者見積額そのままの契約額

町は予定価格を算出する際、業者から参考見積をとり、前年度実績を参考にして金額を決定していたと説明しました。毎年、業者の見積額が予定価格と同じか低かったため、結果的に長い間、業者の見積額がそのまま契約額になっていたとも言っています。
ここで問題になるのは、**町の予定価格が正当で妥当な金額だったのか**という点です。前年度実績が、精算をキッチリ行った業務実態通りの透明な数字なら問題ありません。しかし答弁によれば、（事業費の約1割を占める）燃料費の算出には業者の数字をほぼそのまま使用し、町は使用量や単価も調べず、精算もしていなかったのです。つまり、**燃料の使用実態を全く把握していませんでした。根拠の曖昧な数字を積み上げた予定価格は根拠に乏しく、業者の言いなりの金額で長年契約していたように見えてしまいます。**

② 仕様書にある「燃料費と補修費の精算」一度も行わず

平成22年～25年までの4年間の仕様書には、「（燃料費と補修費は）実績に応じて最終支払い月に精算する」と明記されていました。が、**一度も精算しなかったことが判明**。その上で、「これまで一度も精算しなかったため、平成26年度は仕様書から精算条項を外した」と説明がありました。決められたことを実施しなかった（ノ）

◆◆◆ 一者特命随意契約 ◆◆◆

町が行う工事や委託業務を「公共調達」と言います。公共調達は税金で賄うことから、使い方は公平で透明でなければなりません。具体的には、基準を満たした業者に公平な機会を与え、選定過程や業務内容を明らかにして、不正の疑念を持たれないことが重要です。また、限られた税金を有効に使うために、経済性も求められます。これらを可能にする仕組みが「**競争入札**」。公共調達の大原則です。

しかし、競争入札に適さない場合があるのも事実。少額契約や入札不調、特殊事情などの極限られた要件の場合には「随意契約」が認められています。ただし、この時も公平性と経済性を確保するために二者以上の参加が原則です。たった一者とだけ交渉する「**一者特命随意契約**」は、**随意契約の中でも例外中の例外で、更に厳しい要件を達成しなければ認められません**。見えなところで勝手なことをしているのでは？と疑念を持たれないために、多くの自治体はガイドラインを作り、選定理由や業務内容を公開して透明性を確保しています。

だけでなく、それを正当化してしまったことは行政上の大問題です。**不作為（※1）**と**瑕疵（※2）**そのものです。

更に問題なのは、精算を一度も行っていない＝実際の使用量がわからないまま、長年言いなりの金額を支払ってきた、ということ。どれだけの税金が無駄に使われたのでしょうか。独自調査を進めているある議員は「**正確な数字はわからないが、過剰に支払っている可能性が高い**。」と述べています。真相の究明が必要でしょう。（→）



※1) 不作為＝消極的な行為。法によって期待された行為をしないこと。
※2) 瑕疵（かし）＝法律上、なんらかの欠点や欠陥があること。

③ 一者特命随意契約が可能な理由

昭和60年、町はごみ処理関連業務を直営から民間委託に切り替えました。その際、二者による見積合わせで富士工業に決定し(=一般的な随意契約の手法)、それ以降の30年間は富士工業の見積だけによる一者特命随意契約を続けてきました。

公共調達の場合、競争入札が大原則で、一者特命随意契約が許されるには厳しい要件を満たさなければなりません。町は答弁で「ごみ処理関連業務は**関係法令(※3)**により『**正確に業務が遂行できる業者**』を選択することが求められていて、経済性よりも業務の遂行の正確さを重視している。また、**関係法令(※4・※5)**は「**契約の目的または性質が競争入札に適さないもの**」のときは随意契約が可能であるとしている。富士工業はそれらの要件を満たしているので、一者特命随意契約をしてきた。」と正当性を主張しました。(ノ)

※3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令 第4条 第1項 第1号

※4) 地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

※5) 月形町財務規則 第140条の2 第1項 第1号

しかし、この**主張では不十分です**。町の説明は**関係法令(※4・※5)**を混同していて、**一者特命随意契約を可能にする関係法令(※5)の要件「契約の相手方が特定される時」を満たしていません**。富士工業が「**正確に業務が遂行できる業者**」として**関係法令(※3)**を満たしていても、近隣に同様の業者がないことを示さなければ「**富士工業しかいない**」とは言えず、**関係法令(※5)**を満たさないのです。

ちなみに、**関係法令(※4)**は**関係法令(※5)**の前提であり、「(二者以上の参加による)随意契約が可能な要件」を示しているだけです。一者特命が許されるには**関係法令(※5)**を満たす必要があるのです。

私には富士工業でなければならない理由が見当たらないので、再度質問をしました。すると町は「**当時、南空知管内の有資格業者に確認したところ、『月形町の業務まで受託する人員的余裕はない』との回答だったので、受託可能業者は富士工業しかいないとなり、一者特命随意契約をした。ただ、この時の確認作業の顛末を示す報告書などの書類はない。**」と説明しました。

これには**大きな疑問が残りました**。(ノ)

関係法令(※5)が規定する「**契約の相手方が特定される時**」の一般的な事例をあげるなら「**業者が特許を持っている場合**」「**建設請負業者がそのまま管理した方が効率的な場合**」「**パソコンシステム納入業者がそのまま管理した方が、プログラム変更などの新たな支出を抑えられる場合**」など特殊な場合です。だから例外中の例外なのです。

「当時」とはいつなのか? この事業は単年度契約なので、この理由で一者しかいないことを示すには毎年の確認が必要です。過去に1度だけ確認したのでは不十分なのです。また、確認を裏付ける書類は作成されていません。**手続きが重要な行政で、書類がないのは大問題です**。本当に確認作業を行ったのかも疑わしくなってしまいます。

もし町の説明通りの状況なら、一者特命随意契約ではなく、普通に指名競争入札をすれば良かったのではないのでしょうか。町が認める「**正確に業務が遂行できる業者**」を近隣から数社選定し募集をかける。人員が足りない業者は応募してこないでしょうから、結局は富士工業との契約になるかもしれません。それでも、公平性と透明性は確保できます。もし、他の業者が人員(ノ)

などを確保できて応募してきたなら、今度は競争性や経済性も確保できるでしょう。いずれにせよ、**原則通りに進めれば必要な書類も確保でき、手続きの不備を指摘されることも、疑念も起きなかった**のです。

④ 最高裁判例と弁護士の見解

今回の一般質問では、違法かどうかの議論が展開されました。町も議会も法令に基づいて物事を進めるので、法解釈や違法性の有無は重要です。

町長は北海道町村会顧問弁護士の佐々木弁護士に法律相談を行い「**合理的裁量の範囲を逸脱したものとは考えられない。一者特命随意契約の判断に違法性はないものと考えている**。」との回答を得たと言い、この根拠として最高裁第2小法廷判例(民集第41巻2号189頁)の説明をしました。

弁護士の見解や最高裁判例まで出てくると、それが正しいと錯覚してしまいがちですが、ここも**キチンと疑う必要があります**。

まず、根拠として出された最高裁判例。内容を確認したところ、ごみ処理関連の随意契約を扱った裁判ではあったものの、今、私たちが議論している**月形町の状況とは全く違った内容**でした。弁護士がこの(ノ)

判例を根拠にあげたということは、弁護士に問題点をしっかりと説明した上での回答だったのか? という疑問が生じます。

また、この判例が出たのは**昭和62年3月20日**で、**発生したのは昭和50年代前半、古い裁判事例**です。平成に入って国の談合事件が相次いだことから、法令改正などによって**一者特命随意契約の範ちゅうが大幅に制限**されました。また、裁判でも「**裁量権の逸脱・乱用により違法**」という判決も出ています。裁判の判例は個別具体的なもので、内容が合致していなければ参考にもなりません。古すぎるものは実情に合っていないこともあります。ここで**最高裁の権威を振りかざすのは無意味**です。

弁護士の見解については、私も札幌市民オンブズマン系の4人の弁護士に現状の説明と資料を見てもらい、意見交換を(ノ)

しました。

「町の裁量権」や「住民監査請求の請求可能期間」「住民訴訟の手続き」など、様々な論点で話し合った結果、まずは事実確認が重要だとわかりました。また、**過去から続く町予算や執行の問題点を追求するなら、司法の場でなく議会で行うことが本来の姿**、というのにも認識させられました。

弁護士は依頼者の法的利益を守るために最善を尽くすのが仕事。弁護士の見解は依頼者の意向を反映したものになりがちです。なので、弁護士が正しいと言っても、それが全てではないのです。

弁護士の見解を権威として振りかざすのも無意味だと言えるでしょう。



《まとめ》

ごみ処理関連の業務委託をテーマにした今回の一般質問。会期中で延長するなど異例の措置が執られた上、様々な事実と法律などの専門的な議論が展開されたので内容が盛りだくさんです。1回では全てを伝えることができなかったので、続きは次回に。

今回報告した内容について、疑問点や問題点、感想や意見など、どうぞお気軽にお寄せください。また、これら全ての議論は議会で行われているので、全議員が把握しています。議員の見解はそれぞれなので、どうぞお近くの議員にもお問い合わせください。